

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 株式会社タカギセイコー

【英訳名】 TAKAGI SEIKO CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 八十島清吉

【本店の所在の場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林延幸

【最寄りの連絡場所】 富山県高岡市二塚322番地の3

【電話番号】 0766-24-5522（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 林延幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成29年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 株式併合の件

株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式の併合を行うものであります。

株式併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたします。

株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

8,000,000株

第2号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を40,000,000株から8,000,000株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものといたします。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役に仲安吉成氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 株式併合の件	9,598	10	0	可決 99.90
第2号議案 定款一部変更の件	9,599	9	0	可決 99.91
第3号議案 取締役1名選任の件 仲安 吉成	9,592	16	0	可決 99.83

(注)各決議事項が可決されるための要件は以下のとおりです。

第1号議案および第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。